

第 4 次日向市地域福祉計画 令和 5 年度実施分の総合評価について

1. はじめに

「第 4 次日向市地域福祉計画（以下「本計画」という）」は、令和 5（2023）年度から令和 9（2027）年度までの 5 年間を計画期間としている。

本計画の実効性を高めるために、基本目標に基づいた推進施策に対し、各課・関係機関が取り組みについて「実施状況調査表」により結果を毎年ごとに自己評価する。市内の地域福祉推進会議、庁外委員で構成された日向市地域福祉推進委員会の意見を踏まえ、市の総合評価を出すこととしている。（評価の詳細については、資料 5「第 4 次日向市地域福祉計画実施状況調査表（令和 5 年度実施分）参考」）

2. 関連計画の一体的な策定について

本計画は、社会福祉法第 107 条に規定された市町村の「地域福祉計画」として策定。また日向市社会福祉協議会との協働により、社会福祉法第 109 条に規定された民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定する、地域福祉の推進を目的とした実践的な活動・行動計画である「地域福祉活動計画」としても一体的に策定されている。その上で地域福祉の推進と非常に関係の深い「再犯防止推進計画」を含め、ひとつの計画としている。地域福祉を推進する上で、これらの計画が同じ方向を目指し、連携しながら取り組みを進めることは重要である。行政・社会福祉協議会・保護司会が連携することで、さらに深みのある施策が推進できる計画となっている。

3. 策定ポイントと、実施結果および課題

本計画策定にあたり、ポイントとされたのは、複雑化・多様化する課題や制度の狭間にも対応する（1）「重層的支援体制整備事業」の推進、（2）孤独・孤立問題への対応と対策、そして（3）再犯防止に関する取組 等である。令和 5 年度 1 年間、これらの計画を推し進めた結果と課題を以下に整理する。

（1）「重層的支援体制整備事業」の推進

重層的支援体制整備事業とは、地域住民の複雑化・多様化した支援ニーズに対応するための包括的な支援体制を構築することを目的として、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業である。

この事業は地域住民が抱える複合的な課題やニーズに対し、属性を問わずに相談を受け止め、必要な支援を提供することを目指しており、地域福祉における課題やニーズ等の把握に努めながら、支援に際しては関係機関同士での情報共有や適切な支援の在り方等につい

での調整機能を担うこととなる。

また、本事業では持続可能な地域共生社会の実現に向けて、住民同士のつながりを深めるとともに、住民が自ら地域課題に気づき、解決に向けて協働する地域福祉活動の促進にも取り組んでいく。

本市では、令和4年度から本格的に本事業を実施しており、令和5年度は、「令和4年度の本格始動実施を検証し、さらなる支援体制の構築を図る」こととしていた。

市または日向市社会福祉協議会が令和5年度に具体的に取り組んだ事項は、「資料5」にあるが、おもに以下のとおりである。

- ①民生委員児童委員や関係する事業者・団体に対し、会議や研修等の場において本事業の周知や協力を図るための説明を行った。
- ②関係事業者等に対し本事業への認識や現状について把握するためアンケートを実施した。
- ③市や日向市社会福祉協議会の広報誌等において制度の周知を行った。
- ④包括的相談支援事業所、居宅介護支援事業所、地域連携室、行政（福祉課、高齢者あんしん課、子ども課）が、本事業や個別支援について取り組みの周知や、意見交換会を行った。
- ⑤本事業による住民にとって身近な圏域での地域力の強化を行った。具体的には、地域福祉部設置推進の取り組みである（令和5年度末現在、97地区の自治会うち47地区で設置済）。令和5年度は、日向市社会福祉協議会が中心となり、地域の課題を我が事としてとらえていただくため、地域座談会を12回行うことができた。

令和5年5月に新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが5類に移行され、それまで停滞・縮小を余儀なくされていた様々な福祉活動や支援についても活発化の兆しを見せているが、コロナ禍によって高齢者や障がいのある方、子ども達などが潜在的に抱える課題やニーズ（高齢者の交流機会の減少、人間関係の希薄化（孤立感）、地域福祉の担い手不足など）も新たに浮き彫りとなっている。

これらの課題解決に対して、重層的支援体制整備事業による柔軟な相談・支援対応や、住民同士で支え合う地域づくりに向けた取り組みが果たす役割は今後さらに重要となってくる。

その一方で、アンケートや協議の意見から、本事業による重層的な支援体制について、市民や事業者に必要な周知が図られていないことや、制度の活用について分かりづらさを感じていることが確認できた。

複合的な課題を抱えるケースや各分野の制度の狭間で必要な支援やニーズが見えづらくなっているケース等を取りこぼさず支援を届けるためにも、関係機関だけでなく、地域の支援者などに対して、市ホームページ、チラシ、研修などを通して、制度をさらに周知していくことが必要と思われる。本計画の重要な推進施策となっているので、令和6年度以降も、さらに本事業が浸透し活用されることが望まれる。

（２）孤立・孤独問題の対応と対策

社会構造の変化による孤立・孤独の問題は、以前から社会全体の問題として捉えられていたが、コロナ禍において対面のコミュニケーション等が制限された事などで、子ども、高齢者、障がいのある方など分野を問わず問題がより顕在化・深刻化してきている。

本市では以前から、日向市社会福祉協議会とともに生活習慣の構築や人間関係の形成を図ることを目的とする「居場所サロン」事業等といった支援に力を入れてきたが、上記のような社会情勢に準じ、第４次計画では新たな推進施策として「孤独にならない、孤立しない関係づくり」に取り組んでいる（第４次計画 P64～65）

また、孤独・孤立問題のひとつとしてひきこもりの問題がある。市ではひきこもり支援のため重層的支援体制整備事業の会議体を様々な関係機関が相互かつ適時に情報共有や連携を図り、支援方針の検討等を行うための「市町村プラットフォーム」として位置づけており、現在は福祉課が窓口となっている。

令和５年度においては、県から「市町村ひきこもり支援体制整備サポート事業」によるアドバイザー派遣が行われ、関係各課が課題や現状を共有し合い、あらためて連携してひきこもり支援に向けて取り組むことを確認した。

現在、誰もが孤立・孤独になってしまうリスクがあると言えるが、高齢者やその介護者、子育て世代などが抱える悩みは、周囲の支援者であっても気付かないことが多く、当事者やその家族が身近に相談できる環境を整えることが求められている。

また、学校や企業、団体などとの関りがなく地域の中で孤立・孤独に陥りそうな方の把握に努めることも重要である。

今後も孤独・孤立の問題に対する相談・支援の体制を整えるとともに、見守り・訪問活動や交流の場の提供など、地域全体で孤立を防いでいけるような環境・体制の構築に取り組んでいく。

（３）再犯防止推進計画策定について

日向市再犯防止推進計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」により、市町村が「地方再犯防止推進計画」を定めるよう努めなければならないことになっていることから、本計画の中で一体的に策定したもの。令和５年度１年間、計画が実施された成果として、日向地区保護司会から以下とおりの意見をいただいている。

- ① 再犯防止計画が策定されたことにより更生保護行政の市町村の関与が明確になり、各種更生保護事業について従来より密に市町村と連携できるようになったこと。
- ② 更生保護行政は法務省の所管であるが、これまで市町村との結びつきが希薄であった。この事務は法定受託事務とされていないところから行政の窓口の特定がされておらず、この計画をきっかけに日向市では市民課が窓口になることが定められた。

取り組み方針の中で、行政（市）の役割として、

- I 保護司会など、関係機関との連携の強化
- II 再犯防止の取り組みに関する広報啓発
- III 偏見や差別意識解消のための啓発活動
が明文化された。

これらに伴い日向市では令和5年度から「社会を明るくする運動日向市推進委員会」の委員長に日向市長が就任されている。

③ 従来から市町村より、予算的な支援や物的な協力をしていただいているが、再犯防止計画が策定され市町村との連携や支援が明確化されたことにより更生保護事業及び運動や啓発がやりやすくなったと考えられる。

④ もとより安全安心の街を目指し活動することは市町村も目指すところであり、福祉ネットワークの中に更生保護の観点も入れることにより住民福祉の更なる充実につながるものと思われる。

以上を踏まえ、市としては今後とも計画に沿い、各課題を解決するために保護司会等とともに施策に取り組んでいく。

4. その他

以下は令和5年度の日向市地域福祉計画実施状況調査表において、評価が高かった取り組みの一部である。

①福祉教育の推進について

市では、教育委員会、社会福祉協議会、自治会（区）等の連携により、子どものときから福祉に対する意識を高めていくために、さまざまな取り組みを行っており（資料5 参照）対外的にも高い評価を受けている。今後は子どもに限らず世代を超えて、地域における助け合い、支え合いの福祉活動を活発にするため、幼児教育、学校教育、生涯教育など、あらゆる機会を通して福祉教育を推進していくことが必要。

②居住支援協議会の支援について

日向市居住支援協議会は、令和4年11月に設立され、高齢者や低所得者など、住まいの確保が困難な人を対象に民間賃貸住宅等への円滑な入居促進や生活支援を行っている。そのニーズが大きくなっていることを反映し、計画策定当初の数値目標を超えて、目標達成に至っている。（支援による居住マッチング件数 令和9年度の目標値6件に対し、令和5年度実績19件）今後も関係機関と連携し、住宅確保要配慮者に関する情報を共有しながら、必要な支援に取り組んでいく。

5. おわりに

今年度、本計画実施の初年度評価を行ったが、今回の結果を踏まえ、計画の実効性を高めるために、それぞれの担当、団体が目標値を再確認しさらに計画の推進をはかっていく。そして市民に本計画の周知をはかりながら、地域福祉の啓発を行っていきたい。